

令和 2 年 度

倉敷市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

倉 敷 市 監 査 委 員

監 第 44 号

令和3年8月17日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

倉敷市監査委員 竹 内 道 宏

倉敷市監査委員 長谷川 威

倉敷市監査委員 矢 野 周 子

倉敷市監査委員 大 橋 健 良

令和2年度倉敷市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和2年度倉敷市健全化判断比率及び資金不足比率並びに証書類を審査した結果、その意見は、次のとおりである。

目 次

第1	審 査 の 対 象	1
第2	審 査 の 期 間	1
第3	審 査 の 方 法	1
第4	審 査 の 結 果	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	6
(4)	将来負担比率	9
3	資金不足比率	11
(1)	法適用企業	12
(2)	法非適用企業	12
第5	審 査 意 見	13

(注)

- 1 文中に用いた金額は、原則として万円単位で表示した。
- 2 金額は、表示単位未満を四捨五入した。このため、差額又は合計金額が一致しない場合がある。
- 3 比率「%」は、表示単位未満を四捨五入した。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 5 増減率とは、当年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
- 6 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」・・・該当数値がないもの・算出不能又は無意味なもの
「0.0」・・・該当数値はあるが、単位未満のもの
「△」・・・負数又は減数

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和2年度 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和2年度 資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年7月26日から令和3年8月17日まで

第3 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかを主眼として、関係書類等を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているものと認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

普通会計	一 般 会 計		実質赤字比率	連結	実質赤字比率	将来	資金不足比率		
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計 住宅新築資金等貸付特別会計							
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	実質赤字比率	実質赤字比率	将来	資金不足比率			
		介護保険事業特別会計							
		後期高齢者医療事業特別会計							
	法適用公営企業	下水道事業会計 水道事業会計 市民病院事業会計 モーターボート競走事業会計	実質赤字比率	実質赤字比率	将来	資金不足比率			
一部事務組合・広域連合	倉敷西部清掃施設組合	実質赤字比率					実質赤字比率	将来	資金不足比率
	総社広域環境施設組合								
	備南衛生施設組合								
	高梁川東西用水組合								
	八ヶ郷合同用水組合								
	湛井十二箇郷組合								
	四ヶ郷組合								
	三ヶ村組合								
	六ヶ郷組合								
	西一郷半組合								
	竹川組合								
	岡山県市町村総合事務組合								
	岡山県後期高齢者医療広域連合								
	備南水道企業団								
岡山県南部水道企業団									
岡山県広域水道企業団									
地方公社 第三セクター等	倉敷市土地開発公社	実質赤字比率	実質赤字比率	将来	資金不足比率				
	一般財団法人倉敷市開発公社								
	ふなおワイナリー有限会社								
	岡山県信用保証協会								
	一般財団法人倉敷市船穂農業公社								

第三セクターのうち、要件に該当しない団体（債務補償契約を締結していない等）

- ・倉敷市開発ビル株式会社
- ・くらしきシティプラザ東西ビル管理株式会社
- ・社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団
- ・公益財団法人倉敷市文化振興財団
- ・公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団
- ・公益財団法人倉敷市保健医療センター

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％，ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△6.67)	— (△5.90)	— (△0.77)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	— (△34.19)	— (△30.75)	— (△3.44)	16.25	30.00
実質公債費比率	3.7	4.7	△1.0	25.0	35.0
将来負担比率	31.2	43.1	△11.9	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。
各比率の()内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当の数値はない。

当年度の実質公債費比率は 3.7%で、前年度に比べ 1.0ポイント改善し、早期健全化基準 (25.0%) を下回っている。

将来負担比率は 31.2%で、前年度に比べ 11.9ポイント改善し、早期健全化基準 (350.0%) を下回っている。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

[早期健全化基準, 財政再生基準の適用]

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」, 「財政再生基準」の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとなる。

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1) 実質赤字比率

福祉，教育，まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し，財政運営の深刻度を示すもので，比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

実質収支額は 74億2,237万円の黒字となっているため，実質赤字比率はない。

参考としての比率を求めたところ △6.67%となり，前年度に比べ 0.77ポイント黒字の比率が上昇している。

(単位：%，ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
本市の参考比率 A/B	△6.67	△5.90	△0.77

(単位：千円，%)

区 分	実 質 収 支 額		増減額	増減率
	令和2年度	令和元年度		
一 般 会 計	8,451,059	7,364,838	1,086,221	14.7
一般会計等に属する特別会計	△1,028,686	△1,045,464	16,778	1.6
母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計	15,417	6,306	9,111	144.5
住宅新築資金等貸付特別会計	△1,044,103	△1,051,770	7,667	0.7
合 計 A	7,422,373	6,319,374	1,102,999	17.5
標準財政規模 B	111,246,341	106,994,822	4,251,519	4.0

実質収支額の3会計の合計は 74億2,237万円で，前年度に比べ 11億299万円(17.5%)の増加となっている。これは主として，一般会計の実質収支額が増加したことによるものである。

[標準財政規模]

(単位：千円，%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
標準税収入額等	92,299,260	89,958,513	2,340,747	2.6
普通交付税額	12,182,925	10,846,787	1,336,138	12.3
臨時財政対策債	6,764,156	6,189,522	574,634	9.3
合 計	111,246,341	106,994,822	4,251,519	4.0

(注) 標準財政規模とは，地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すもの。

標準財政規模は，標準税収入額等 92億9,926万円，普通交付税額 12億8,292万円，臨時財政対策債 67億6,415万円の合計額 1,112億4,634万円である。標準財政規模は前年度に比べ 42億5,151万円(4.0%)の増加となっている。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 C}}$$

連結実質収支額等は 380億4,502万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率はない。

参考としての比率を求めたところ △34.19%となり、前年度に比べ 3.44ポイント黒字の比率が上昇している。

(単位：%，ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
本市の参考比率 (A+B) / C	△34.19	△30.75	△3.44

(単位：千円，%)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
一 般 会 計 等		7,422,373	6,319,374	1,102,999	17.5
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	1,242,756	419,841	822,915	196.0
	介護保険事業特別会計	848,349	492,562	355,787	72.2
	後期高齢者医療事業特別会計	13,086	18,908	△5,822	△30.8
小 計 A		9,526,564	7,250,685	2,275,879	31.4
会 計 名		資 金 剰 余 額			
		令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
法 適 用 企 業	下水道事業会計	3,231,372	3,732,569	△501,197	△13.4
	水道事業会計	5,470,436	5,753,237	△282,801	△4.9
	市民病院事業会計	472,346	417,251	55,095	13.2
	モーターボート競走事業会計	19,344,307	15,748,430	3,595,877	22.8
小 計 B		28,518,461	25,651,487	2,866,974	11.2
合 計 A+B		38,045,025	32,902,172	5,142,853	15.6
標準財政規模 C		111,246,341	106,994,822	4,251,519	4.0

連結実質収支額等の合計は、前年度に比べ 51億4,285万円（15.6%）の増加となっている。これは主として、一般会計等の実質収支額及びモーターボート競走事業会計の資金剰余額が増加したことによるものである。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金（市債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（元利償還金 A + 準元利償還金 B）} - \text{（特定財源 C + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D）}}{\text{（標準財政規模 E）} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D）}} \text{ の 3 か年 平均}$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

（単位：%，ポイント）

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
実質公債費比率（3か年平均）	3.7	4.7	△1.0

実質公債費比率算定の内訳は、次表のとおりである。

（単位：千円，%）

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
A 元利償還金	16,247,627	15,860,235	15,669,782
B 準元利償還金	7,472,092	8,039,887	12,020,718
C 特定財源	3,940,806	3,775,701	5,085,479
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	17,845,558	16,453,531	17,861,847
E 標準財政規模	111,246,341	106,994,822	107,810,088
単年度実質公債費比率	2.1	4.1	5.3

（注）平成29年度の単年度実質公債費比率は、4.8%である。

当年度の実質公債費比率は 3.7%で、前年度に比べ 1.0ポイント改善している。

これは、3か年の平均値であり、当年度の単年度実質公債費比率 2.1%が、平成29年度の当該比率 4.8%を下回ったことによるものである。

(ア) 元利償還金，準元利償還金の状況について

(単位：千円，%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
元利償還金（一般会計等）（注1）	16,247,627	15,860,235	387,392	2.4
準元利償還金（注2）	7,472,092	8,039,887	△567,795	△7.1
下水道事業会計	6,570,663	6,884,222	△313,559	△4.6
水道事業会計	5,579	5,118	461	9.0
市民病院事業会計	146,654	156,004	△9,350	△6.0
一部事務組合	45,459	43,390	2,069	4.8
公債費に準ずる債務負担行為額	128,944	427,122	△298,178	△69.8
満期一括償還地方債に係る年度割相当額ほか	574,793	524,031	50,762	9.7
合 計	23,719,719	23,900,122	△180,403	△0.8

(注1) 元利償還金は，一般会計などの公債費である。

(注2) 準元利償還金は，主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払を約束した債務負担行為額である。

元利償還金及び準元利償還金は，前年度に比べ 1億8,040万円（0.8%）の減少となっている。これは，元利償還金（一般会計等）が増加したものの，下水道事業会計の支払う元利償還金への一般会計からの繰入金及び公債費に準ずる債務負担行為額などの準元利償還金が減少したことによるものである。

(イ) 特定財源の状況について

(単位：千円，%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
国，県からの利子補給	114,259	114,461	△202	△0.2
貸付金の財源として発行した市債に係る貸付金の元利償還金	8,582	12,978	△4,396	△33.9
公営住宅使用料	231,203	244,557	△13,354	△5.5
都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当した都市計画税	3,586,762	3,403,705	183,057	5.4
合 計	3,940,806	3,775,701	165,105	4.4

(注) 特定財源は公債費に充当されているものである。

特定財源は，前年度に比べ 1億6,510万円（4.4%）の増加となっている。これは主として，都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当した都市計画税が増加したことによるものである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位:千円, %)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (注1)	15,339,381	13,866,053	1,473,328	10.6
密度補正により基準財政需要額に算入 された元利償還金及び準元利償還金 (注2)	118,051	102,938	15,113	14.7
事業費補正により基準財政需要額に算 入された公債費 (注3)	2,388,126	2,484,540	△96,414	△3.9
合 計	17,845,558	16,453,531	1,392,027	8.5

(注1) 臨時財政対策債や公防債、合併特例債の償還金が主なものである。

(注2) 一般会計出資債及び病院事業債の償還金である。

(注3) 下水道費や道路橋りょう費の市債償還金が主なものである。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ 13 億 9,202 万円 (8.5%) の増加となっている。これは主として、災害復旧費等に係る基準財政需要額が増加したことによるものである。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源（基金・特定歳入等） B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

（単位：％，ポイント）

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
将来負担比率 (A-B)/(C-D)	31.2	43.1	△11.9

将来負担比率算定の内訳は、次表のとおりである。

（単位：千円，％）

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
A 将来負担額	296,900,491	309,416,601	△12,516,110	△4.0
B 充当可能な財源 （基金・特定歳入等）	267,737,813	270,323,549	△2,585,736	△1.0
(A-B) 計	29,162,678	39,093,052	△9,930,374	△25.4
C 標準財政規模	111,246,341	106,994,822	4,251,519	4.0
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	17,845,558	16,453,531	1,392,027	8.5
(C-D) 計	93,400,783	90,541,291	2,859,492	3.2

将来負担比率は 31.2％で、前年度に比べ 11.9ポイント改善している。これは主として、将来負担額が 125億1,611万円減少したことによるものである。

(ア) 将来負担額の状況について

(単位:千円, %)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
市債の現在高	196,937,376	190,468,690	6,468,686	3.4
債務負担行為に基づく支出予定額	2,632,813	3,048,726	△415,913	△13.6
公営企業債等繰入見込額	76,488,560	95,153,797	△18,665,237	△19.6
組合等への負担等見込額	30,051	79,858	△49,807	△62.4
退職手当負担見込額	20,683,538	20,508,586	174,952	0.9
設立法人の負債額等負担見込額	128,153	156,944	△28,791	△18.3
合 計	296,900,491	309,416,601	△12,516,110	△4.0

将来負担額は2,969億49万円で、前年度に比べ125億1,611万円(4.0%)の減少となっている。これは主として、市債の現在高が平成30年7月豪雨災害による災害復旧事業債の発行などにより増加したものの、公営企業債等繰入見込額が減少したことによるものである。

(イ) 充当可能な財源(基金・特定歳入など)の状況について

(単位:千円, %)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
充当可能な基金 (注1)	38,065,129	35,624,596	2,440,533	6.9
充当可能な特定歳入 (注2)	36,582,150	40,941,428	△4,359,278	△10.6
うち都市計画税	31,924,278	37,100,397	△5,176,119	△14.0
基準財政需要額へ算入される見込額 (注3)	193,090,534	193,757,525	△666,991	△0.3
合 計	267,737,813	270,323,549	△2,585,736	△1.0

(注1) 地方自治法第241条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

(注2) 市債の償還に充当することができる国・県等からの補助金、市営住宅使用料及び都市計画税などを対象としている。

(注3) 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額へ算入するもの。

充当可能な財源は、財政調整基金など28基金380億6,512万円、都市計画事業の財源として発行された市債償還額に充当した都市計画税などの特定歳入365億8,215万円、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額へ算入される見込額1,930億9,053万円で、全体では2,677億3,781万円となっている。これを前年度と比べると25億8,573万円(1.0%)の減少となっている。これは主として、充当可能な基金が増加したものの、充当可能な特定歳入が減少したことによるものである。

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位：％，ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	経営健全化 基準
下水道事業会計	— (△40.21)	— (△47.32)	— (7.11)	20.0
水道事業会計	— (△71.80)	— (△75.55)	— (3.75)	
市民病院事業会計	— (△16.08)	— (△12.47)	— (△3.61)	
モーターボート競走事業会計	— (△33.11)	— (△34.65)	— (1.54)	

(注) 資金不足比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。各比率の()内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

いずれの会計も資金不足額を生じていないため、該当の数値はない。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

参考としての比率を求めたところ、下水道事業会計は △40.21%となり前年度に比べ 7.11ポイント、水道事業会計は △71.80%となり前年度に比べ 3.75ポイント、モーターボート競走事業会計は △33.11%となり前年度に比べ 1.54ポイントといずれも低下したが、市民病院事業会計は △16.08%となり前年度に比べ 3.61ポイント上昇している。

[経営健全化基準の適用]

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

(1) 法適用企業

法適用企業の資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区分	会計年度	A 負債等 (注1)	B 建設改良費等以外 の経費の財源に 充てるために 起こした地方債 の現在高	C 資産等 (注2)	D 解消可能資金 不足額	資金剰余額	E 事業規模
下水道 事業会計	令和2年度	1,155,348	0	4,386,720	0	3,231,372	8,035,974
	令和元年度	1,274,921	0	5,007,490	0	3,732,569	7,887,348
	増減額	△119,573	0	△620,770	0	△501,197	148,626
水道事業会計	令和2年度	2,238,416	0	7,708,852	0	5,470,436	7,619,346
	令和元年度	2,035,779	0	7,789,016	0	5,753,237	7,614,724
	増減額	202,637	0	△80,164	0	△282,801	4,622
市民病院 事業会計	令和2年度	284,827	0	757,173	0	472,346	2,937,391
	令和元年度	325,427	0	742,678	0	417,251	3,346,170
	増減額	△40,600	0	14,495	0	55,095	△408,779
モーターボート競走 事業会計	令和2年度	4,477,295	0	23,821,602	0	19,344,307	58,433,169
	令和元年度	4,212,886	0	19,961,316	0	15,748,430	45,444,165
	増減額	264,409	0	3,860,286	0	3,595,877	12,989,004

(注1) 負債等＝流動負債－(控除企業債等＋控除未払金等＋控除額＋PFI建設事業費等)

(注2) 資産等＝流動資産－(控除財源＋控除額)

比率は次の算式によるが、各会計とも資金不足額を生じていないため、該当の数値はない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額} \{ (\text{負債等 A} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B} - \text{資産等 C}) - \text{解消可能資金不足額 D} \}}{\text{事業規模 E}}$$

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、下水道事業会計で 32億3,137万円となり前年度に比べ 5億119万円、水道事業会計で 54億7,043万円となり前年度に比べ 2億8,280万円といずれも減少、市民病院事業会計で 4億7,234万円となり前年度に比べ 5,509万円、モーターボート競走事業会計で 193億4,430万円となり前年度に比べ 35億9,587万円といずれも増加となっている。

(2) 法非適用企業

対象となる企業はない。

第5 審査意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字となっているため、数値として表示されない。

実質公債費比率については、前年度と比較して1.0ポイント改善の3.7%となっている。これは、分母の標準財政規模が増加し、分子の下水道事業会計の企業債償還額のうち一般会計等が負担する額及び公債費に準ずる債務負担行為額などの準元利償還金が減少したことによるものである。また、将来負担比率については、前年度と比較して11.9ポイント改善の31.2%となっている。これは主として、市債の現在高が増加したものの、下水道事業会計が将来返済することとなる企業債残高のうち一般会計等の負担が見込まれる額の減少によるものである。

資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足額を生じていないため、数値として表示されない。

このように、本市の健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準を、いずれも下回っている。

本市では、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興、少子高齢化社会への対応や防災・減災対策、新型コロナウイルス感染症対策などの課題に加えて、社会資本整備など将来を見据えた施策にも着実に取り組んでいく必要がある。

このためにも、「倉敷市行財政改革プラン2020」の着実な推進などにより、健全化判断比率等の改善につながる負債の縮減や基金の確保に取り組み、更なる健全な財政運営、健全な企業経営に向けて一層の努力を期待するものである。